

令和3年第4回
美唄市議会定例会会議録
令和3年12月20日（月曜日）
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 報告第29号 美唄市大規模水道事故等調査特別委員会報告
- 第3 委員長報告
 - 1 議案第41号 美唄市基金条例制定の件（総務・文教）
 - 2 議案第42号 美唄市過疎地域持続的発展市町村計画策定の件（総務・文教）
 - 3 議案第46号 指定管理者の指定の件（美唄市総合体育館）（総務・文教）
 - 4 議案第43号 美唄市税条例の一部改正の件（産業・厚生）
 - 5 議案第44号 美唄市国民健康保険条例の一部改正の件（産業・厚生）
 - 6 議案第45号 美唄市産業振興条例の一部改正の件（産業・厚生）
 - 7 議案第47号 指定管理者の指定の件（美唄市南美唄福祉会館）（産業・厚生）
 - 8 議案第48号 指定管理者の指定の件（美唄市農道離着陸場）（産業・厚生）
- 第9 議案第50号 令和3年度美唄市一般会計補正予算（第8号）（予算審査特別）
- 第10 議案第51号 令和3年度美唄市水道事業会計補正予算（第3号）（予算審

査特別）

- 第4 議案第55号 令和3年度美唄市一般会計補正予算（第9号）
- 第5 議案第52号 美唄市教育委員会委員任命の件
- 第6 議案第53号 美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件
- 第7 議案第54号 美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件
- 第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者推薦の件
- 第9 諮問第2号 人権擁護委員候補者推薦の件
- 第10 意見書案第12号 北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書
- 第11 意見書案第13号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書
- 第12 意見書案第14号 コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書
- 第13 意見書案第15号 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書

◎出席議員（13名）

議長	金子	義彦	君
副議長	桜井	龍雄	君
1番	森	明人	君
2番	伊藤	真久	君
3番	齋藤	久美夫	君
4番	山上	他美夫	君

5番 本郷幸治君
6番 山崎一広君
7番 川上美樹君
8番 楠徹也君
9番 松山教宗君
10番 紫藤政則君
12番 谷村知重君
13番 小関勝教君

◎欠席議員

13番 小関勝教君

◎出席説明員

市長 板東知文君
副市長 市川厚記君
総務部長 猪谷憲恭君
市民部長 松田公史君
保健福祉部長 高橋英雄君
経済部長 土屋貴久君
都市整備部長 米澤勝君
市立美唄病院事務局長 今澤清隆君
消防長 相馬一司君
総務部総務課長 平野太一君
総務部総務課長補佐 高橋修也君

教育委員会教育長 天野政俊君
教育委員会教育部長 阿部良雄君

選挙管理委員会委員長 中田礼治君
選挙管理委員会事務局長 日下聡君

農業委員会会長 今田邦彦君
農業委員会事務局長 水上洋輔君

監査委員 西尾正君
監査事務局長 橋本光明君

◎事務局職員出席者

事務局長 村谷昌春君
次長 門田昌之君

午前10時00分 開会

●議長金子義彦君 これより、本日の会議を開きます。

●議長金子義彦君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

2番 伊藤真久議員

3番 齋藤久美夫議員

を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第2、報告第29号美唄市大規模水道事故等調査特別委員会報告を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。

●大規模水道事故等調査特別委員会委員長松山教宗君（登壇） 令和3年第1回定例会において、「令和3年2月24日に発生した大規模水道事故（美唄ダム水系）の原因、対応、対策等について調査を行うこと」を目的とし、14人の全議員が委員となる「大規模水道事故等調査特別委員会」が設置され、これまで4回延べ4日間にわたり委員会を開催し調査を行ってまいりましたので、その経過及び結果について、その概要をご報告申し上げます。

令和3年3月26日開催の第1回委員会では、

正副委員長の互選を行いました。

次に、令和3年6月18日開催の第2回委員会では、理事者から「水道事故調査検討委員会の設置に関する説明、水道事故の経過及び今後のスケジュール」について説明を受け質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、美唄市水道事故調査検討委員会について13人中11名が庁内職員であり、2名が庁外の職員であるが、庁外の職員が2名なのに、その設置や委員会の開催までに時間を要した理由についての質疑に対し、当初は4月の末、遅くとも連休明けまでには一度委員会を開催したいという方向で動いていたが、4月は人事異動の時期であったことから、人選が進まなかった事、さらには、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、寒地土木研究所等の研究者については自宅での勤務という形を取っていたこともあり、勤務場所と連絡がとりづらいような状況も重なったこともあり時間を要した、との答弁がありました。

また、水管橋の完成時の写真を見る上に歩廊があって、手すりがはっきり写っているが、現在の写真を見ると、手すりについては一切写っていない、日常の管理点検等については、目視での点検を毎年行っていたとのことであるが、当初は、歩いて点検ができるような構造になっていたのではないかと思うが、それらがどういう状況で、現在の目視での点検に変わってしまったのか、また、専門職を育てていくというような、職員の配置も考えていくべきだと思うが、そういった体制づくりに対する考え方について、との質疑に対し、崩

落した水管橋は、橋長も長く危険な状態であるため、職員自らによる「近接目視点検」が実施できる水管橋でないことから、年に一、二回程度の「遠望目視点検」を行っていたところであるが、令和元年10月に水道法が改定され水道事業者に点検を含む施設の維持修繕を行うことが義務づけられたことから、点検調査のための予算の確保を検討していたところで、今回の事故が発生したところである。

なお、専門職の配置については、専門的な知識が蓄えられるためには、長い時間を要することから、技術や施設に関する様々な情報をデータ化し、それらをしっかりと、次に引き継いでいくことが必要であると考えている、との答弁がありました。

また、職員の労働時間やオーバー分の手当はどんな実態だったのか。

また、水道事故調査検討委員会に委嘱された技術専門員の2人の報酬はどんな扱いになっているのか、との質疑に対し、事故対応の時間外手当については、2月24日から3月3日の8日間分について、時間外手当として全額支給をしている、職員の時間外については最大で103時間と把握をしている。

なお、事故調査検討委員会に技術専門員という形で委託をした2名については無報酬という形で引受けていただいた、との答弁がありました。

また、事故が発生してから対策本部が設置されるまで5時間以上も要したのはなぜなのか、との質疑に対し、この度の水道事故が発生したことにより、市内の給水区域が断水とならないよう、様々な対策を考え懸命に作業

等を行ったが、あいにく当日は吹雪等の悪条件が重なったことから大型発電機、大型ポンプ等の手配に予想外の時間を要してしまった状況であったことから、それらの状況を把握した後で災害対策本部の設置を決定したことから時間を要した、との答弁がありました。

次に、令和3年9月27日に開催した第3回委員会では、理事者側から「第1回美唄市水道事故調査検討委員会後の経過について」、「二の沢水管橋撤去実施設計委託について」、「大規模水道事故対策本部の体制及び業務分担に関する事故状況調査表まとめ」等について説明を受け質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、事故の対処については、「対策本部の体制」、「市民に対する情報伝達」、「長期化となった赤水」、この3点が問題だと考えるがこれらの対処結果についてどのように考えているのか、との質疑に対し、今回の大規模水道事故の発生により、水道事故に対する体制・対応について、様々な問題点が浮き彫りになったと考えていることから、今後は今回の事故に対する実証見分をしながら、第3回の調査検討委員会までに報告書をまとめることにより、次年度以降に向けたマニュアルの改定等を含めた形で、しっかりと体制づくりを進めていかなければならないと考えている、との答弁がありました。

また、ピパの子保育園は、高架水槽も受水槽も無いことから、事故が発生した際には全職員が断水対応をして、閉園には至らなかったと聞くが、今後、ピパの子保育園に対する高架水槽及び受水槽の設備についてはどう考えているのか、また、事故発生時の広報車に

については、「広報車が回っているけど声が聞こえない」等の問い合わせが多くあったことから、これらを含めた「夏場の事故対応マニュアル」と、「冬場の事故対応マニュアル」を考えるべきだと思うがこれについてはどのように考えているのか、との質疑に対し、ピパの子保育園については高架水槽、受水槽という設備がないことから、事故の際は職員がポリタンク、給水袋を運搬して水の確保に努めたところである、今後においてもどのような災害が起こるか分からないことから、市内の各施設における管理者等に対して意見聴取を行うなど、市全体としての課題を洗い出し、職員で対応が難しい事がある場合、今後どうしていくべきかを検討していく。

また広報の関係については車両のことを含めて課題と考えていることから、どのような方法があるのかということ了他市町村の状況を調査、研究するとともに、季節別のマニュアルの作成を含め検討していきたい、との答弁がありました。

また、二の沢水管橋撤去実施設計委託として調査が進んでいるが、壊れた水管橋の撤去に対する、財源についてはどのように考えているのか。

また残る7橋の水管橋については、水道のアセットマネジメント計画の中で対応していくものなのか、あるいは公共施設管理計画の中に盛り込むものなのか、との質疑に対し、残る7橋の取り扱いについては、アセットマネジメントの計画の導水管部門に含めて盛り込んでいきたい、また水管橋の撤去に係る財源については、実施設計委託分を含めて公営

企業施設等整理債を考えている、との答弁がありました。

次に、令和3年12月17日に開催しました第4回委員会では、理事者側より提出された「報告書」について説明を受け質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、給水袋について、美唄市が保有している給水袋は10リットルの物だと思うが、水が10リットルとなると高齢者にとっては非常に重くなることから、5リットル等の容量の少ない給水袋も用意する必要があるのではないかと、この質疑に対し、給水袋については今回の水道事故の際にほぼ使い切ってしまったことから、10リットルの給水袋を1,000袋補充したところである。

なお、5リットルや3リットルの袋については単価的に高額となることから、今後において同様の事態が発生した際には、10リットルの袋に水を満量入れるのではなく、その量を半分にするなど、現場において細かく対応できる体制づくりに取り組んでいく、との答弁がありました。

また、災害に強いシステムの構築として、水道台帳のシステム化とあるがどのようなシステムなのか、この質疑に対し、現在の水道施設台帳は電子システム化がされていないため、施設の位置や配管の状況・修繕履歴などの情報が分かりにくい現状であることから、現在、水道台帳のシステム化を図るとともに、将来的に水道事業が広域化された場合に備え、桂沢水道企業団の3市で統一されたシステム台帳の作成作業を進めているところであり、これらのシステムを構築することにより、計画的な維持管理が行えるようになるばかりで

なく、災害発生時における迅速な対応が可能になる、との答弁がありました。

また、この度の大規模水道事故については、美唄ダムから浄水場に水を送るための導水管の破損により、美唄市の約76%にあたる7,729戸の断水及び長期的な赤水の発生という過去に例がない事故となったことから、美唄市議会として事故原因及び市の対応及び対策についての調査を行うために「美唄市大規模水道事故等調査特別委員会」を設置し調査等を行ってきましたが、令和3年12月付けで「調査報告書」が作成され12月17日に提出を受けたことから、同日委員会において、調査を終了することに決定いたしました。

調査報告書によりますと事故原因は「水管橋の接合部分の竣工時の溶接不良」、「経年劣化による上弦材の溶接部分の腐食」、「歩廊手すりの破断・崩壊、上弦材溶接部の破断」によるトラス構造の各部材のバランスが崩れたことが原因とのことであり、年に数回の「遠望目視点検」を行ったものの、報告書に記載されている「上弦溶接部の破断」や「手すりの破断・崩壊」の確認ができなかったことから、目視点検の限界を浮き彫りにするものでありました。

なお、全国各自治体においても経年劣化による、導水管・配水管をはじめ、橋脚、道路などのインフラ整備・更新については喫緊の課題となっており、安全管理や点検・維持整備については苦慮していると様々な機会で見聞しますが、本市においては今回の事故を契機に令和元年10月に施行された改正水道法に則った、定期的な点検の実施や塗装等を含む修

繕の実施は必須であると考え、本市の残る7橋についても早急に点検を実施し事故を未然に防止するよう努めていただきたい。

また、事故発生時における市民周知等についても、事故発生時は「例年にない大雪の影響」との特殊な事情があったとはいえ、市民への情報伝達方法や対策本部組織の対応等に多くの課題を残すこととなったことから、万が一に事故や災害規模のものが起こった場合には、すみやか且つ懸命な対応が取れるよう日頃より危機意識を持ち、市民生活への影響が最小限に留まるよう機能的な組織運用体制の構築や協力体制づくりなどが必要不可欠でありますので、この度の報告書に記載された、問題点に対する改善点や対応の方向性について、先送りすることなく早急に取り組んでいただくとともに、「事故対策マニュアル」を整備するなど、災害発生時における対策に努めていただき、再びこのようなことが起きないように取り組んでいただきたい。

次に、今後の人口減少に対応できる持続可能なまちづくりを目指すにあたり、社会資本整備のスマート化は必須であると考えます。

本市のインフラの維持管理整備を伺うと、本市の上水道事業については二系統となっており、人口比で美唄ダム水系が約76%、桂沢水系は約24%となっているが、老朽化したダムや浄水場、水道管等の耐久年数や維持管理コストなど総合的に考えた場合、すみやかに桂沢水系へ移行できるよう早急に考えるべきで、本市のリーダーシップ、桂沢水道企業団、関係自治体や関係団体、そして、議会等と綿密に連携を図ることにより協議を加速させ、

しかるべき時期に一系統化へ進めることが、事故のリスクを減らすとともに予防となり、行財政運営とすれば、維持管理のスマート化、市民の安心安全な生活を守ることになるなど、今後の持続可能なまちづくりを目指す上で重要な展望であると考えますのでぜひご検討いただきたい。

最後に、これまでの本委員会での協議経過や「美唄市水道事故に関する報告」の報告内容を十分に踏まえ、事故が発生した場合でも再びこのような事態とならないよう、今後に備えた組織づくり等に取り組んでいただくよう要望し、本委員会の報告といたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第3、委員長報告に入ります。

順序1、議案第41号美唄市基金条例制定の件ないし順序10、議案第51号令和3年度美唄市水道事業会計補正予算（第3号）の以上10件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。まず、議案第41号、議案第42号及び議案第46号の以上3件について、山崎総務・文教委員長。

●総務・文教委員会委員長山崎一広君（登壇）

ただいま議題となりました、議案第41号美唄市基金条例制定の件、議案第42号美唄市過疎地域持続的発展市町村計画策定の件及び議案第46号指定管理者の指定の件（美唄市総合体育館）の以上3件について、総務・文教委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月14日、委員会を招集して、審査いたしました。

はじめに議案第41号に対する質疑・答弁について申し上げます。

第2条の表で記載されている基金について、どの会計に属するのか見やすくするため、それぞれの会計区分を標記してはどうか、また、第4条、歳計剰余金の編入について、基金に積み立てたことはあるのか、との質疑に対し、今回の条例制定に当たっては、他の自治体の規定を参考としたところであるが、会計区分の標記を実施している自治体はないことから、法制担当とも協議の上、出来るだけ簡潔に、わかりやすい条例の制定を目的とした。

また、基金の積立金についての実績はないところである、との答弁がありました。

次に議案第42号に対する質疑・答弁について申し上げます。

美唄市過疎地域持続的発展市町村計画を策定することにより、国の支援策についてどのようなものがあるのか、との質疑に対し、過疎対策事業債や国税の減価償却特例措置、地方税の減価補填措置、国庫補助事業のかさ上げ、過疎地域持続的発展支援交付金などの支援がある、との答弁がありました。

なお、議案第46号に対する質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第41号、議案第42号及び議案第46号の以上3件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます、報告を終わります。

●議長金子義彦君　次に議案第43号ないし議案第45号、議案第47号及び議案第48号の以

上5件について、松山産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員会委員長松山教宗君（登壇）

ただいま議題となりました、議案第43号美唄市税条例の一部改正の件、議案第44号美唄市国民健康保険条例の一部改正の件、議案第45号美唄市産業振興条例の一部改正の件、議案第47号指定管理者の指定の件（美唄市南美唄福祉会館）及び議案第48号指定管理者の指定の件（美唄市農道離着陸場）の以上5件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月14日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第43号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

未就学児の国民健康保険料を所得に関係なく負担軽減することのことだが、どのように軽減されるのか、また、本市における対象人数と影響額はどの程度になるのか、との質疑に対し、未就学児の国民健康保険料の軽減については、「全世代型社会保障改革の方針」等を踏まえ、現行の均等割額からさらに5割軽減するものとなっており、本市の対象者については8月時点で98人となっており、影響額については約230万円となっている、との答弁がありました。

次に、議案第44号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

産科医療保障制度の掛金が引き下げられたことのことだが、どのような経緯で金額が下がったのか、また、掛金はどのような性格で、負担は誰がするのか、との質疑に対し、産科医療保障制度とは、分娩に関連して発症した

重度の脳性麻痺とその家族の経済的負担を速やかに保障するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、再発防止に資することを目的創設されたものであり、保障対象の見直しや、補償対象者の予想値などを推計した結果、掛金が減額となったもので、負担については、出産育児一時金の支給を受けた方が負担することになる、との答弁がありました。

次に、議案第45号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

美唄市産業振興条例の新旧対照表の別表第4の中での課税免除等の要件の部分で、2,700万円を超えるものから、500万円以上のものと、変更になっているが、この根拠について、との質疑に対し、変更になった部分の根拠については、過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法の改正に伴い、投資要件の下限額が引き下げられたことから変更となった、との答弁がありました。

次に、議案第47号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

指定管理者の指定の件（美唄市南美唄福祉会館）について、南美唄福祉会館の指定管理期間を4年とした理由について、との質疑に対し、市内には南美唄福祉会館以外に福祉会館が14館あり、これら14施設については、昨年、指定管理期間を5年間とする更新を行ったところであることから、南美唄福祉会館については、これら他の会館と指定管理の満了年を合わせることにし、指定管理期間を4年とした、との答弁がありました。

次に、議案第48号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

指定管理者の指定の件（美唄市農道離着陸場）について、美唄市農道離着陸場の令和元年度、令和2年度の指定管理料について。また、利用状況について、との質疑に対し、指定管理料については、令和元年度は240万円、令和2年度は295万円となっている。また、利用状況については、令和元年度は農薬散布に係る航空機利用が1回、民間航空機利用が35回、スカイダイビング等のスカイスポーツに係る利用が368回、イベント利用が8回となっており、令和2年度については、農薬散布に係る航空機利用が1回、民間航空機利用が304回、スカイダイビング等のスカイスポーツ等に係る利用が28回、イベント利用が9回となっている、との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第43号ないし議案第45号、議案第47号及び議案第48号の以上5件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に、議案第50号及び議案第51号の以上2件について、谷村予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長谷村知重君（登壇） ただいま議題となりました、議案第50号令和3年度美唄市一般会計補正予算（第8号）及び議案第51号令和3年度美唄市水道事業会計補正予算（第3号）について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月15日、委員会を

招集して、審査いたしました。

初めに、議案第50号の質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「合同墓整備事業について」、墓地条例の改正を含めた供用開始までのスケジュールはどの様に考えているのか、との質疑に対し、合同墓の基本設計については、2月18日までを工期としているが、基本設計の概要が固まった段階で、実施設計にとりかかり、3月には工事発注を行うことにより、9月の供用開始を目指している。

また、墓地条例の改正については、合同墓の基本設計終了後の議会に対して説明を行い、パブリックコメントを経て、条例改正の上程をしたいと考えている、との答弁がありました。

次に、「道路維持管理事業」について、道路の維持補修については、特別交付税の対象外であるとのことであるが、美唄市の道路については、もともと道路状況は良くない上、北海道特有の冬期間のしばれや、豪雪等により道路維持には多くの費用がかかることから、特別交付税の対象となるものとする。本市の特別な財政事情をしっかりと把握し、国に対して特別交付税の確保に努めるように要望すべきと考えるがどうか、との質疑に対し、特別交付税については、市として単独の要望書を作成し、直接総務省に美唄の特殊事情を説明し、要望しているところであるが、今後機会を見ながら、美唄市の特殊事情を国に伝えることにより、特別交付税の予算の確保に向けてしっかりと取り組んでまいりたい、との答弁がありました。

なお、議案第51号についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第50号及び議案第51号の以上2件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます、報告を終わります。

●議長金子義彦君 これより、議案第41号、議案第42号及び議案第46号について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。
これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。
これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第41号美唄市基金条例制定の件、議案第42号美唄市過疎地域持続的発展市町村計画策定の件、及び議案第46号指定管理者の指定の件（美唄市総合体育館）の以上3件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第43号ないし議案第45号、議案第47号及び議案48号について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。
これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第43号美唄市税条例の一部改正の件ないし議案第45号美唄市産業振興条例の一部改正の件、議案第47号指定管理者の指定の件(美唄市南美唄福祉会館)、及び議案第48号指定管理者の指定の件(美唄市農道離着陸場)の以上5件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第50号及び議案第51号について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第50号令和3年度美唄市一般会計補正予算(第8号)、及び議案第51号令和3年度美唄市水道事業会計補正予算(第3号)の以上2件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長金子義彦君 次に日程の第4、議案第55号令和3年度美唄市一般会計補正予算(第

9号)を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長板東知文君(登壇) ただいま上程されました、議案第55号令和3年度美唄市一般会計補正予算(第9号)について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、第1条、歳入歳出予算について補正しようとするものであります。第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額にそれぞれ1億710万円を増額補正し、補正後の予算総額を177億7,696万円にしようとするものであります。補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、民生費に、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる、子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子どもがいる世帯について、対象児童1人当たり現金5万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付の支給対象者に対し、さらに現金5万円を追加支給する「子育て世帯への臨時特別給付支給事業」を計上いたしました。一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金を増額補正し、財源対応をいたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君 これより、議案第55号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第55号令和3年度美唄市一般会計補正予算(第9号)**は、原案のとおり可決されました。

●議長金子義彦君 次に日程の第5、議案第52号美唄市教育委員会委員任命の件ないし日程の第9、諮問第2号人権擁護委員候補者推薦の件の以上5件を一括議題といたします。本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長板東知文君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第52号美唄市教育委員会委員任命の件であります。本件は、今野暁子委員が令和3年12月26日をもって任期満了となりますので、本市教育委員会委員として、新たに梅田志織氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第53号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件であります。本件は、林政幸委員が令和3年12月28日をもって、任期満了となりますので、本市固定資産評価審査委員会委員として引き続き林政幸氏を選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第54号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件であります。本件は、伊原潤司委員が令和3年12月28日をもって任期

満了となりますので、本市固定資産評価審査委員会委員として引き続き伊原潤司氏を選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、諮問第1号人権擁護委員候補者推薦の件であります。本件は、吉村俊子委員が令和4年3月31日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員として引き続き吉村俊子氏を法務大臣に対し推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者推薦の件であります。本件は、三浦洋嗣委員が任期満了前に辞任しているため、人権擁護委員として、新たに平野由紀子氏を法務大臣に対し推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、議案第52号については、別にご発言もないようですので、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第52号美唄市教育委員会委員任命の件**は、原案のとおり**同意**することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、議案第53号及び議案第54号については、別にご発言もないようですので、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第53号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件及び議案第54号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件**は、原案のとおり**同意**することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、諮問第1号及び諮問第2号については、別にご発言もないようですので、諮問のとおり可と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**諮問第1号人権擁護委員候補者推薦の件、及び諮問第2号人権擁護委員候補者推薦の件**は、諮問のとおり**可と決定**されました。

●議長金子義彦君 次に日程の第10、意見書案第12号北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書ないし日程の第13、意見書案第15号燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書の以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。初めに、意見書案第12号及び意見書第13号の以上2件について、4番山上他美夫議員。

●4番山上他美夫議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第12号及び意見書案第13号につきまして案文を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書

てん菜は、北海道農業の輪作の基幹作物として重要な役割をはたしています。国産砂糖は北海道のてん菜、沖縄県、鹿児島県南西諸島のサトウキビから作られ自給率は40%で、北海道のてん菜糖は8割を占めています。

国産砂糖生産は、輸入粗糖、輸入加糖調製品に課する調整金と国費を財源とする糖価調整制度によるてん菜生産者、製糖所への交付金等で生産振興が図られ、交付金対象数量としてのてん菜産糖量64万トンを枠としています。

砂糖消費量は減少し、それにともない輸入砂糖も減少し、輸入調整金も同時に減少し、その結果輸入調整金収支の赤字が問題になっています。

この赤字を理由に、産糖量64万トン枠を削減する動きが強まっており、てん菜生産者と地域経済にとって大きな問題になっています。

てん菜生産に作付け制限を強いるのではなく、砂糖の輸入を減らし、国産砂糖を守る政策に転換することが必要です。

よって次の対策をつよく求めます。

記

1. てん菜交付金対象数量64万トンの枠を撤廃し、生産者が意欲をもって、てん菜生産にとりくめるように支援をつよめること。

2. 国内産糖製造事業者への支援をつよめること。

3. 農業基本計画の食料自給率引き上げに向けて、国の責任で輸入調整金の収支の改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年12月20日

北海道美唄市議会

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書

新型コロナウイルス感染拡大の収束がみえないなか、国民生活、経済活動は甚大な被害を受け、深刻な状況が続いています。

このような経済状況のもと、2023年10月からの適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施に向け、本年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まりました。

軽減税率導入で消費税制度が複雑化し、さらにインボイス制度の導入は、軽減税率対象品目を扱う事業者をはじめ、全ての事業者に事務負担の増加を強いるとともに、500万を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがあります。

また、中小、零細事業者、個人事業者にとって仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難な状況であり、特に、消費税導入時から、企業

の余剰経費削減とともに消費税納付負担軽減のために確立された、国内産業における「下請け」構造では、下請け事業者が、単価引き下げ競争に加え、さらなる税負担を強いられ、利益の減少や元請け事業者との取引停止により、廃業に追い込まれます。インボイス制度の導入は地域経済の衰退に拍車をかけるおそれがあります。

さらに多くの中小業者団体や日本税理士会連合会などがインボイス制度導入中止や見直し、延期を求めています。

よって政府及び国会に対しインボイス制度の導入中止を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年12月20日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長金子義彦君 次に、意見書案第14号及び意見書案第15号の以上2件について、12番谷村知重議員。

●12番谷村知重議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第14号及び意見書案第15号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

コロナ禍による米の需給改善と米価下落
の対策を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大による需要

の「消失」で、2020年度米の過大な在庫が生まれました。36万トンの米生産量を減らす「減反」をほぼ達成したにもかかわらず、2021年産の米価格は大暴落がつづいています。

北海道米の主力であるななつぼしの2021年産概算金は、11,000円と昨年より2,200円も下落し、2020年産北海道米の在庫は5万トン以上見込まれ、全道共計ななつぼしの精算は赤字が危惧され、さらに来年産米の下落も避けられない状況に生産者に不安が広がり、北海道の米づくりは危機に瀕しています。

国は、「米穀周年供給・需要拡大支援事業」の2020年産米37万トンのうち15万トンを、特別枠として市場の出回りを先送りすることで米価下落対策としていますが、古古米として安い主食用米が市場に出回ることによって逆に2022年産米価の足を引っ張ると、効果を疑問視する声が相次いでいます。

一方、ミニマムアクセス輸入米は毎年77万トンも輸入され、国内消費量はミニマムアクセス米輸入開始以降26年間で4分の3に減少したにもかかわらず、輸入量の見直しはされていません。せめてバター・脱脂粉乳並みに、不要なミニマムアクセス米の輸入数量を調整するなど、国内産米優先の米政策に転換することが必要です。

全国各地で取り組まれている食料支援に、収入減で「食べたくても食べられない方」が多数訪れ、米をはじめ食料配布が歓迎されています。行き場を失った農産物を政府の責任で買い取り、生活に困る国民に提供することが、農業を支えることにもなります。

以上の趣旨から、次の対策を要望いたします。

す。

記

1. コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること。

2. 政府が買い上げた米をコロナ禍などによる生活困難者・学生などへの食料支援で活用すること。

3. 国内消費に必要なのない外国産米（ミニマムアクセス米）の輸入を中止するか、少なくとも当面、国産米の需給状況に応じた輸入数量調整を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年12月20日

北海道美唄市議会

燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書

新型コロナウイルスの感染拡大により世界的に停滞していた経済活動が回復期に入ったことから、原油需要が拡大するなど価格上昇を続けており、今後一層の需要増大が見込まれています。一方、石油産油国は新型コロナウイルスの再拡大を恐れ、増産には消極的な姿勢

にあることから、需給環境を悪化させており、価格高騰に拍車をかけています。そうしたなか、農業生産に欠かすことのできない動力機械や施設ハウスに使用する燃料をはじめ、各種生産資材（肥料、飼料など）や農業用施設は昨年より価格上昇を続けています。コロナ禍などの需要減退から農産物価格が低迷しており、生産資材等の価格上昇は、生産を続ければ再生産可能な価格を下回る環境にあり、生産者の農業経営を圧迫しています。一方、新規就農を支援する事業においては、来年度より「新規就農者育成総合対策」との名称に変わり事業内容が大幅に変更となりました。これまで全額国費負担で支援が行われてきましたが、地方負担が伴う事業内容となっています。このため、地方自治体の財源によって取組みに差が生じることや十分な支援が受けられない就農者が発生する可能性があります。これまで通り国の全額負担が求められています。また、農水省は11月25日、来年度の水田活用の直接支払交付金において、過去5年間に一度も水張りが行われていない農地を交付対象水田から除外する見直し案を示しましたが、農業者や国会議員らの反発もあり、30日に「過去5年間」から「今後5年間」へ内容が変更されました。しかし、北海道では過去の減反政策に基づき、主食用米以外の作物への作付けに協力してきた経過にあり、唐突な運用変更は現場の混乱や今後の営農計画に支障をきたす恐れがあります。本市は、耕地面積の93%が田であり、国が示す減反政策や米の生産目標数量に向け取り組んでいるところであります。

については、食料の安定供給と農業の持続的発展を図るため、燃油等の価格高騰対策、水田活用の直接支払交付金などについて、万全な政策を講ずるよう下記の内容を要望致します。

記

1. 燃油や生産資材等の価格高騰対策について

農業用に使用する軽油については、昨年より価格上昇が続いているほか、園芸農家では冬期間において施設ハウス用の燃油使用量が増加することから、価格上昇分を補填する対策を強化するなどの価格高騰対策を講ずること。

また、燃油価格高騰に連動して、石油製品をはじめ各種生産資材（肥料、飼料など）に加え、農業用施設などの価格も高騰し、農業経営を圧迫していることから、農家負担の軽減を図る対策を講ずること。

2. 新規就農者育成総合対策の地方自治体負担の軽減について

新規就農者育成総合対策については、新規就農者や後継者などの円滑な就農が促進されるよう、十分な予算を確保すること。

また、来年度からは、これまでの全額国による財政負担から、地方負担が課せられる内容となり、限られた地方自治体の財源によって取組みに差が生じる可能性があることから、

引き続き国が全額財政負担すること。

3. 水田活用直接支払交付金の運用並びに交付対象の見直しについて

来年度の水田活用の直接支払交付金については、十分な予算を確保するとともに、農水省が11月25日に「過去5年間に一度も水張りが行われていない農地を交付対象水田から除外」する見直し案を唐突に示し、30日には「今後5年間」へと修正されたものの、これまで国の減反政策に沿って生産調整に協力してきた稲作農業者にとっては納得がいかず、急な政策転換は生産現場を混乱させ、経営難や荒廃地の増加などに繋がりがねないため、慎重に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月20日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、意見書案第12号ないし意見書案第15号の以上4件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第12号北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書**ないし**意見書案第15号燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書の以上4件**は原案のとおり**可決**されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は全部議了いたしました。これをもって、令和3年第4回美唄市議会定例会を閉会いたします。

午前11時05分 閉会

